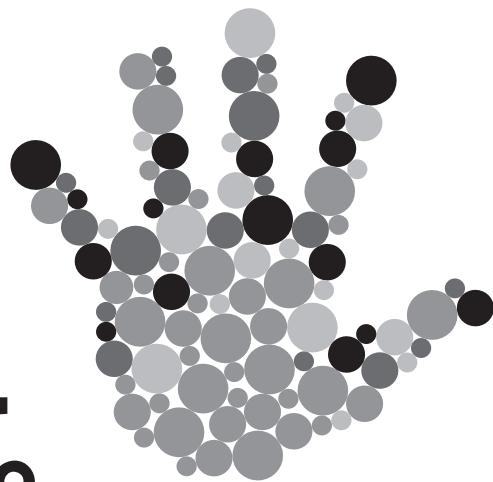


# 都構想反対の 運動は自由です。



We Say  
**NO!**  
5.17 Osaka

5月17日に行われる住民投票についての運動は、多くの公選法の制約を適用除外としており、住民投票運動はほとんど自由です。運動の手引きを紹介します。

なお、今回の住民投票で、大阪府が大阪都になるわけではなく、住民投票は、大阪市を解体することの賛否を問うものです。しかし、以下においては、これを「都構想」と言い、これに反対する運動を「都構想反対運動」と表記しています。

## 1 「都構想反対運動」は、今日から5月17日の投票日当日まで、行うことができます。

公選法の事前運動の禁止、投票日当日の運動の禁止が適用除外されています。告示の前後でも変わりません。

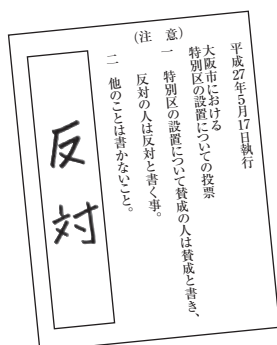
## 2 誰でも「都構想反対運動」の当事者として運動ができます。

「都構想反対運動」には、候補者も政党も確認団体もありません。一人ひとりの住民、各種団体が、反対運動の主人公です。堂々と、都構想反対を訴えましょう。

### 5月17日(日)の住民投票に

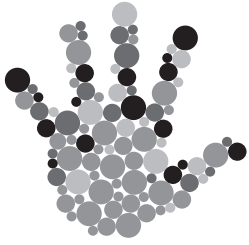
## 「反対」と書きましょう!

投票した人の過半数の  
得票で決まります。



投票用紙の記入例





# We Say NO!

# 5.17 Osaka

### 3 文書図画の頒布、拡声器の利用、ポスターの制限、インターネット等の利用の制限がありません。手紙で訴えることもできます。

一人ひとりが、ビラを作成して配ることもできます。独自のポスターを作って張り出すことも自由です。もちろんいろいろな団体が作ったビラを配布したりポスターを張り出すこともできます。拡声器の利用も適用除外されています。

### 4 「都構想反対運動」は、統一地方選挙期間中もできます。

特定の統一地方選挙の候補者への投票の呼び掛けとならない限り、自由にできます。統一地方選挙期間中こそ、大いに宣伝をしましょう。

#### 例外的にやってはいけないこと

公選法の適用除外がないため、できないことがわずかにあります。当たり前のことも多いですが、以下で説明します。

#### 1、公務員の地位利用による「都構想反対運動」の禁止

公務員であれば、一切都構想反対運動をしてはいけないというものではありません。その地位との関係で、反対運動を効果的に行うような影響力または便宜を利用して運動をしてはならないということです。ただ、公務員については、国公法、地公法上等の制約があります。

#### 2、教育者の地位利用による「都構想反対運動」の禁止

教師が、生徒の父母に、働きかけることはできません。ただし、教師が卒業生やその父母に対して、都構想に反対を訴えることはできます。

#### 3、未成年者の運動の禁止

未成年者は運動ができません。

#### 4、戸別訪問の禁止

知らないお宅を訪問して、都構想に反対を訴えることはできません。

#### 5、署名運動の禁止

都構想に反対する署名運動をしてはならないということです。シール投票はできます。

#### 6、その他の非常識な運動はやめましょう

公選法により禁止される行為は、連呼行為、夜間の演説、自動車で行来を塞ぐ、公の施設内での演説、飲食物提供、虚偽の内容を新聞に載せる等です。